

平成 28 年度 第 1 回図書館協議会会議 会議録

日 時 平成 28 年 5 月 27 日(金)16:00～17:25

会 場 市民会館 1階 第 1 会議室

出席者:(委員) 会長ほか委員 6 名

(事務局) 教育部次長・図書課長・主査 2 名

1. 開 会

2. 挨 拶

(教育部次長挨拶)

(図書館協議会委員自己紹介)

(事務局自己紹介)

3. 会長・副会長の選出について

(会長、副会長の選出)

(協議会会長挨拶)

(協議会副会長挨拶)

4. 報告

① 平成 27 年度 実績報告について

(事務局説明)

質疑

A委員 昨年度の実績とは、図書館が事業主体になった実績であるのか。一般市民が図書館施設を活用して行った活動は配布資料に入っていないのか。また、そのような活動のデータはないのか。

事務局 一般市民が主体となる活動は配布資料中に入っていません。データについて今はお持ちしていませんが、ある程度は把握しています。おはなし広場やまちじゅう図書館の有志の館によるスタンプラリーなどが、それにあたります。また、図書館と市民の共催事業は配布資料の中に含まれております。この中ですと、まちじゅう図書館事業、図書館まつり、図書館開館 24 時が、市民との共同事業にあたります。

A委員 団体利用についてのデータはあるのか。

事務局 団体利用受け入れとして、配布資料に数が記載されております。今A委員がおっしゃった、市民が完全主体で独立して行っている事業については、資料には掲載しないことを取り決めておりまして、社会教育課・郷土資料館とともに同じような様式でご報告申し上げております。市民が完全主体となって行っている事業については資料を後ほど提出し、またご説明申し上げます。

A委員 図書館開館 24 時について、資料にある 538 名とは、18 時から 24 時の間に利用した方のことか。18 時から 24 時の間で 500 人もの来館者があるのか。

事務局 資料中の 538 名とは、18 時から 24 時に入館された方の人数になります。図書館開館 24 時は市民の方が実行委員として実施している事業でして、図書館は事務局として関わっております。この事業では、ただ図書館を開館しているだけではなく、イベントの開催や、パン配布、コーヒーサービスも行っております。他にも、たくさんのイベントがある図書館まつりですと 2000 人の来館者がありますから、イベントがあると入館者が増えるというひとつの事例になります。

② 平成 28 年度 事業計画について
(事務局説明)

読書推進担当主査資料説明

質疑

B委員 高校ブックラインとは、具体的にどのようなものか。

事務局 恵庭北高校の図書室にパソコンを一台設置しまして、市立図書館の蔵書をいつでも見られる状態にし、そこから本を予約することができるようにいたします。予約された本を、後日学校の方にお届けして、生徒がそれを借りることができる、というふうになる予定となっています。

C委員 高等学校の司書はどういう形になっているのか。

事務局 高校には学校司書はいません。司書担当の先生はいらっしゃいますが、担当教科を持ってらっしゃる先生です。初めての委員さんもいらっしゃるので補足させていただきますが、市内北高校と南高校では、生徒たちが朝読書をしております。その一助として、図書館から図書館司書が選んだ本を団体貸出していますが、それは市立図書館の司書が選んだ本となっています。高校ブックラインでは生徒が個人で読みたい本を予約して、それを翌日配達できるような仕組みをとりたいと思っております。

D委員 小・中学校の学校司書は、恵庭市の場合は教育委員会に所属しているのか。図書館直属なのか。また、学校司書は研修を定例で行っているのか。

事務局 学校司書は、図書課職員になります。研修につきましても定例で行っております。

D委員 小中の貸出冊数が資料に全体として載っているが、図書館としては、各校の貸出冊数がどのくらいかというのは把握しているのか。学校図書資料費の配分というのはどのようになっているのか。図書館で降りてきた予算を学校で按分するのか。

事務局 各校の貸出冊数は図書館で把握しております。学校図書資料費の配分については、図書標準冊数

という、文科省で出している数字があります。学級数によって目安の冊数がありますが、その達成率は小学校が百パーセントですし、今年度で中学校も百パーセントを超えました。学校図書資料費については、クラスの増減などを勘案しながら配分をさせていただいております。均等に配分すると、図書資料費を必要とする学校がありますので、そのあたりを考慮しながらやっております。

D委員 次回でいいが、最新の図書費の学校配分予算を開示することはできるのか。平成25年度のSLAを見ると、恵庭市が出ていない。

事務局 求められた調査物には必ず全てお答えしているつもりなのですが、SLAが選択しているのかもしれませんが。平成28年度の学校図書館費を今お答えすることが可能でございます。小学校費は8校で231万5000円、中学校費は5校で265万円となります。昨年度決算につきましては今整理しているところでございます。また、恵庭市では倍額の寄附制度を導入しているため、年度末には学校図書館費が増えていることが予想されます。

C委員 まちじゅう図書館の中で、リタイアしている施設はあるのか。

事務局 ございます。まちじゅう図書館は店舗が多く、店舗ごと無くなってしまう方もおられます。昨年度の実績で言いますと、二店舗なくなりましたが、十二店舗のお申し込みがございましたので、全体では増えている状態となっております。

③ 平成27年度 恵庭市立図書館利用者アンケート調査結果について (事務局説明)

質疑

A委員 このようなアンケートはおそらく複数年度に渡って行っていると思うが、最初に行った年度はいつになるのか。前年度の解析だけではなく、アンケートをはじめたときから今までの長期にわたる推移を分析してはどうか。

事務局 アンケートは平成21年度から実施しております。毎年アンケートを実施する際に前年度との比較はしておりますが、長期的な推移の分析を見ることもできますので、見てみたいと思います。

B委員 月刊誌等の雑誌は一年が過ぎたら廃棄しているのか。

事務局 雑誌につきましては、種類によって、郷土資料になりそうなものでしたら永年保存に近い形で残しておりますし、週刊誌など読み捨てられるものにつきましては一年間、といったように、種別ごとに色々決めています。月刊誌についても、価値が高いと図書課の方で判断できるものにつきましては三年、五年、十年、と決めて所蔵しております。

5.協議

・恵庭市立図書館の指定管理者制度の導入について
(事務局資料説明)

B委員 図書購入についても全国的に選書の基準というものがあるが、恵庭市もそれにのっとって選書をしていくことになるのか。選書の基準は誰が決めて、誰が担当しているのか。

事務局 恵庭市の選書の基準として、恵庭市立図書館開館時に恵庭市立図書館スタッフマニュアルを定めております。それに基づいてこれまで二十数年図書館の選書を行っております。選書には図書館職員が携わっておりまして、今現在は読書推進担当が何名かで請け負っております。

B委員 恵庭市立図書館の選書作業のシステムが、信頼できるシステムとして成り立っていかなければならないという問題が起こることを危惧している。

事務局 指定管理者制度導入後、選書は業者が行うことを想定しています。しかし、選書方針等につきましては、私どもが市として提示していきたいというふうに考えております。一冊一冊の指示はできませんが、大まかな方針は提示させていただきます。提示する方針について今は持ってきておりませんが、次回に用意することが可能かと思います。

C委員 (配布資料「指定管理者制度導入検討」を指して)3ページ「5.指定管理者制度導入後の運営体制」は今までのフォーラム等で問題点になったものを整理したものだと思うが、これまでに意見した方々がこれを目にできる機会はあるのか。これが、皆さんが一番求めていたものだと思う。

事務局 この議会で報告したものを含めて、市民の皆さんには説明することができます。

C委員 「5.指定管理者制度導入後の運営体制」の内容について、具体的にどうなのかということをチェックすることは必要だと思う。しかし今ここで決められるなら、方向性としては指定管理者制度を進めていくということでもいいのか。

事務局 指定管理者制度導入として進めさせて頂きたいので、ぜひそこを協議会の方でご了解いただきたいというのが今日の一番の趣旨です。ここでご了解いただけますと、教育委員会、総務文教常任委員会でもお話をすることができます。今日まで、持ち上がった色々な課題を整理し対応できるようにじっくり考えて参りました。今日はそれでいかがでしょうかという協議になります。細かいところについてはまた別途急ぎ協議会を開催いたしまして、細かいところのご意見を頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

B委員 これは今日始めて扱われる問題ではなく、何年か前から議論されてきた問題である。図書館協議会委員として今までそれを認めてきた。今は最後の詰めであるが、この指定管理者制度導入については、基本的にこれを了承したいと思っている。他の委員はどうか。

A委員 指定管理者制度を導入しても構わない。市民から問い合わせがあっても、市が責任を持って、丁寧に説明すること、という条件はついている。実際に運用されてから見えてくる課題もあると思うので、指定管理者と市、市民とが、何かの形で接触ができる形をもってもらい、そのときに、市民の方に意見をもらうよ

うにしていなければ、どういう形で運営しても構わない。

事務局　　今A委員がおっしゃったような意見は、先日の市民説明会にもありました。市民と、行政と、ボランティアの皆さんが一同に介して意見を交換する機会を年に一回でも設けてもらいたいという意見がありました。

E委員　　図書館として市民の意見を聞く機会はいまだに十分もってきたとは思っている。指定管理者制度導入の検討は昨日今日始まったことではなく、時間をかけて、時の流れとともにここまできたものと思っている。今まで恵庭市が培ってきた読書のまちという文化を本当に継続し、より豊かにしていくための指定管理者制度の導入であるということが一番の柱にあり、これからは選定する業者にそれをどう伝えていくか、どう理解してもらうかという段階にいるようである。

C委員　　制度導入に反対はしないが、市民の方に「5.指定管理者制度導入後の運営体制」が目につく機会があつてしかるべきだと思う。図書館協議会委員はいいが、今までフォーラムや討論会に参加した方の目に触れる手立てを講じてほしい。僕らが話し合うというよりも、そちらの方を大事にしてほしい。この資料はよく整理されていてよい。このように整理されたものを、広く世間にPRしてほしい。

事務局　　6月15日の常任委員会の報告以降、広く周知いたします。また、説明会の市民アンケートも公開するなど、情報は広く出していきます。ご意見は様々にありますので、全てにお答えするわけにはいきませんが、具体的なことについてはお答えしていきます。E委員のおっしゃったことは今私たちが一番考えているところであります。いいご意見を頂きました。これからも宜しくお願い致します。

(17 時 25 分　終了)